

湯河原町国民保護計画
(資料編)

平成30年 3 月

湯 河 原 町

目 次

1	町の執行機関	1
	(1) 課室	1
	(2) 保育園	2
	(3) 小学校・中学校・幼稚園	2
	(4) 地域福祉会館	2
	(5) 消防本部・消防署	3
2	関係機関	4
	(1) 神奈川県	4
	(2) 指定行政機関	7
	(3) 指定地方行政機関・自衛隊	9
	(4) 指定公共機関	11
	(5) 地方指定公共機関	14
	(6) 市町村	16
	(7) 消防機関	18
	(8) その他関係機関	20
3	条 例	21
	(1) 湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例	21
	(2) 湯河原町国民保護協議会条例	22
4	社会的特徴に関する資料	23
	(1) 人口等	23
	(2) 流出人口、流入人口、流入超過人口、昼間人口及び夜間人口比率	24
	(3) 年間観光客	25
	(4) 湯河原駅乗車人員	25
	(5) 交通	26
5	避難に関する資料	27
	(1) 指定避難施設	27
	(2) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	30
	(3) ヘリコプター臨時離着陸場	31
6	救援に関する資料	32
	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	32
	(2) 医療機関	38
	(3) 遺体処理施設	39
	(4) 広域応援活動拠点候補地	39
	(5) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）	40
7	武力攻撃災害への対処に関する資料	48

1 町の執行機関

(1) 課室

課室	電話番号 F A X 番号	内線番号	所在地
秘書広報室	0465-63-2111 0465-63-7333	203 245～247	〒259-0392 湯河原町中央2-1-1
地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991	230～239	〃
財政課	0465-63-2111 0465-62-1991	240～243	〃
庶務課	0465-63-2111 0465-63-4194	280～287	〃
税務課	0465-63-2111	260～268	〃
徴収対策課	0465-63-2111	290～298	〃
介護課	0465-63-2111	340～348	〃
住民課	0465-63-2111 0465-63-2384	320～327	〃
保健センター	0465-63-2111 0465-62-7001	360～367	〃
こども支援課	0465-63-2111	330～333	〃
社会福祉課	0465-63-2111 0465-63-2940	310～314	〃
まちづくり課	0465-63-2111	530～533	〃
土木課	0465-63-2111	510～516	〃
公園課	0465-63-2111	520～524	〃
観光課	0465-63-2111 0465-64-0300	710～715	〃
農林水産課	0465-63-2111	730～736	〃
環境課	0465-63-2111 0465-64-1401	550～553	〃
出納室会計課	0465-63-2111	202 251 252	〃
水道課	0465-63-2111	750～754	〃
温泉課	0465-63-2111	770～773	〃
下水道課	0465-63-1231 0465-62-0788	624 625	〒259-0302 湯河原町門川11
議会事務局	0465-63-2111 0465-63-9674	212～214	〒259-0392 湯河原町中央2-1-1
学校教育課	0465-62-1100 0465-62-1188	* 10	〒259-0301 湯河原町中央2-21-3
社会教育課	0465-62-1125 0465-62-1188	* 11	〒259-0301 湯河原町中央2-21-3

(2) 保育園

名 称	電話番号 F A X 番号	短縮番号	所在地
おにわ保育園	0465-62-8386 〃	612	〒259-0305 湯河原町城堀38-2
まさご保育園	0465-62-3516 〃	611	〒259-0301 湯河原町中央1-19-1
たちばな保育園	0465-63-2190 〃	610	〒259-0313 湯河原町鍛冶屋868-3
八雲保育園	0465-63-0590 〃	609	〒259-0312 湯河原町吉浜1044-1
みやのうえ保育園	0465-63-5255 〃	613	〒259-0314 湯河原町宮上36-1

(3) 小学校・中学校・幼稚園

名 称	電話番号 F A X 番号	短縮番号	所在地
湯河原小学校	0465-62-5501 0465-60-1334	628	〒259-0314 湯河原町宮上11
吉浜小学校	0465-62-8287 0465-63-7715	629	〒259-0312 湯河原町吉浜1300
東台福浦小学校	0465-62-3536 0465-63-7720	630	〒259-0312 湯河原町吉浜216
湯河原中学校	0465-62-3393 0465-63-7714	631	〒259-0301 湯河原町吉浜1576-31
福浦幼稚園	0465-62-6532 〃	627	〒259-0301 湯河原町吉浜216
宮上幼稚園	0465-62-3994 0465-62-9417	—	〒259-0314 湯河原町宮上184

(4) 地域福祉会館

名 称	電話番号 F A X 番号	短縮番号	所在地
奥湯河原区民会館	0465-63-2855 (奥湯河原分署)	633	〒259-0314 湯河原町宮上775-27
宮上会館	0465-62-2658	608	〒259-0314 湯河原町宮上229-12
宮下会館	0465-63-3982	607	〒259-0303 湯河原町宮下626-1
城堀会館	0465-63-3525	605	〒259-0305 湯河原町城堀87-1
門川会館	0465-63-4750	606	〒259-0303 湯河原町土肥2-19-24
鍛冶屋会館	0465-62-3678	604	〒259-0313 湯河原町鍛冶屋376-1

名 称	電話番号 F A X 番号	短縮番号	所在地
中央区民会館	0465-63-2437	603	〒259-0312 湯河原町中央2-1572-77
文化福社会館	0465-62-8446	602	〒259-0312 湯河原町吉浜999-2
川堀会館	0465-63-3967	600	〒259-0312 湯河原町吉浜378-1
福浦会館	0465-63-5277	601	〒259-0311 湯河原町福浦115-1

(5) 消防本部・消防署

名 称	電話番号 F A X 番号	短縮番号	所在地
消防署通信指令室	0465-60-0119 0465-63-7669	*00	〒259-0303 湯河原町土肥1-5-22
消防本部警防課	0465-60-0177 0465-63-7666	*01	〃
消防本部総務課	0465-60-0178 0465-63-7666	*02	〃
消防署	0465-60-0179 0465-63-7666	*03	〃
奥湯河原分署	0465-63-2855 〃	633	〒259-0314 湯河原町宮上775-27
真鶴分署	0465-68-3661 〃	634	〒259-0201 真鶴町真鶴515-1

2 関係機関 (1) 神奈川県

1 安全防災局

室課名	グループ名	電話番号 F A X 番号	防災行政無線	所在地
総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829	—	〒231-8588 横浜市中区日 本大通 1
	企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829	—	
災害対策課	計画グループ	045-210-3425 045-210-8829	9-400-9304	
	応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	9-400-9301	
	訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829	—	
	支援調整グループ	045-210-5945 045-210-8829	—	
危機管理対策課	危機管理対策グループ	045-210-3465 045-210-8829	—	
	情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	9-400-9302 9-400-9303	
消防課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829	9-400-9305	
	推進グループ	045-210-3436 045-210-8829	—	
工業保安課	火薬電気グループ	045-210-3475 045-210-8830	9-400-9225	
	コンビナートグループ	045-210-3479 045-210-8830	—	
	高圧ガスグループ	045-210-3484 045-210-3489 045-210-8830	—	
くらし安全交通課	企画グループ	045-210-3552 045-210-8953	—	
	推進グループ	045-210-3520 045-210-3560 045-210-8953	—	
	犯罪被害者支援グループ	045-210-3571 045-210-8953	—	
休日・夜間	当直員	045-210-3456 045-201-6409	—	

2 各部局等

部局名	室課名	電話番号 FAX番号	防災行政無線	所在地
政策局	総務室総務 グループ	045-210-3018 045-210-8817	9-400-9210	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
総務局	総務室総務 グループ	045-210-2125 045-210-8816	9-400-9200	
県民局	総務室総務 グループ	045-210-3615 045-210-8831	9-400-9215	
スポーツ局	総務室総務経理 グループ	045-285-0799 045-663-0113	9-400-9371	〒231-0005 横浜市中区本町 1-2
環境農政局	総務室総務 グループ	045-210-4021 045-210-8844	9-400-9240	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
保健福祉局	総務室総務 グループ	045-210-4618 045-210-8856	9-400-9230	
産業労働局	総務室総務 グループ	045-210-5515 045-210-8867	9-400-9245	
県土整備局	総務室総務 グループ	045-210-6015 045-210-8878	9-400-9341	
会計局	会計課総務 グループ	045-210-6714 045-210-8895	9-400-9370	
企業局	総務室総務福利 グループ	045-210-7015 045-210-8900	9-400-9260	
議会局	総務課総務 グループ	045-210-7524 045-210-8907	9-400-9270	
教育局	総務室教育ビジョ ン・防災グループ	045-210-8078 045-210-8920	9-400-9275	〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
人事委員会事務局	総務課総務 グループ	045-651-3243 045-651-3239	—	〒231-0023 横浜市中区山下町 32
監査事務局	総務課	045-285-5077 045-285-5085	—	
労働委員会事務局	審査調整課総務 グループ	045-633-5448 045-633-5450	—	〒213-0026 横浜市中区寿町 1-4
警察本部	警備部 危機管理対策課	045-211-1212	—	〒231-8403 横浜市中区海岸通 2-4

3 その他の県関係機関

名 称	室課名	電話番号 F A X 番号	防災行政無線	所在地
西湘地域県政総合 センター	総務部防災課	0465-32-8000 0465-32-8111	9-405-9202	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1
小田原警察署	警備課	0465-32-0110	—	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1
県西土木事務所 小田原土木センター	管理契約課	0465-34-4141 0465-35-9247	—	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58
小田原保健福祉事 務所	企画調整課	0465-32-8000 0465-32-8138	—	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

(2) 指定行政機関

機関名	電話番号	所在地
内閣府	03-5253-2111	〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	03-3581-0141	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	03-3581-0141	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	03-3506-6000	〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	03-3507-8800	〒100-8958 東京都千代田区霞が関 2-11-1
復興庁	03-6328-1111	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務省	03-5253-5111	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	03-5253-5111	〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	03-3580-4111	〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	03-3592-5711	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	03-5501-8000	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	03-3581-4111	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	03-3581-4161	〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	03-5253-4111	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	03-5253-4111	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	03-5253-1111	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	03-3502-8111	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	03-3502-8111	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	03-3502-8111	〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	03-3501-1511	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

機関名	電話番号	所在地
資源エネルギー庁	03-3501-1511	〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	03-3501-1511	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	03-5253-8111	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
観光庁	03-5253-8111	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	029-864-1111	〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1
気象庁	03-3212-8341	〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	03-3591-6361	100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	03-3581-3351	〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	03-3581-3352	〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9
防衛省	03-5366-3111	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛装備庁	03-3268-3111	〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町 5-6

(3) 指定地方行政機関・自衛隊

機関名	室課名	電 話	所在地
		防災行政通信網	
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東総合通信局	総務部総務課	03-6238-1600	〒102-0074 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 22階・23階
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-681-0931	〒231-8412 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
横浜税関	総務部総務課	045-212-6010	〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1
関東信越厚生局	総務課	048-740-0711	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎
神奈川労働局	総務部総務課	045-211-7350	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
関東農政局	神奈川県拠点	045-211-1331	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
関東森林管理局	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎
関東東北産業保 安監督部	管理課	048-600-0433	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎
関東地方整備局	企画部防災課	048-600-1333	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎
関東運輸局	総務部安全防 災・危機管理課	045-211-7269	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
東京航空局	東京空港事務所 総務部総務課	03-5757-3000	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1
東京航空交通管 制部	総務課	04-2992-1181	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	横浜地方气象台 防災管理官	045-621-1999 9-484-9209	〒231-0862 横浜市中区山手町 99

機関名	室課名	電 話	所在地
		防災行政通信網	
第三管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課	045-211-0773 045-226-168(直通) 9-481-9209	〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
	湘南海上保安署	0466-22-4999	〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-3
南関東防衛局	企画部 地方調整課	045-211-7104	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎

自衛隊

機関名	室課名	電 話	所在地
		防災行政通信網	
陸上自衛隊東部方面総監部	防衛部	048-460-1711	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊第一高射特科大隊	管理中隊	0550-87-1212 9-636-9201	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門 5-1
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部	0468-22-3500 9-637-9209	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊中部航空方面隊	司令部	042-953-6131	〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山 2-3
自衛隊神奈川地方協力本部	総務課	045-662-9426	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 253-2

(4) 指定公共機関

機関名	室課名	電話 防災行政通信網	所在地
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 9-600-9201	横浜市中区山下町 70-7
独立行政法人国立病院 機構	総務課	03-5712-5050	東京都目黒区東が丘 2-5-21
東日本高速道路株式会 社	関東支社	048-631-0001 9-681-1	さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
首都高速道路株式会社	保全・交通部 防災対策グループ	03-3539-9498 9-678-1	東京都千代田区霞が関 1-4-1
中日本高速道路株式会 社	東京支社	03-5776-5600	東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー
	小田原保全・サービ スセンター	0465-47-5147	小田原市飯泉 352
東京電力パワーグリッ ド株式会社	神奈川総支社	045-201-6921 9-660-2	横浜市中区弁天通 1-1
	小田原支社	0465-87-2608	小田原市本町 1-9-25
電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	03-3546-9376	東京都中央区銀座 6-15-1
東京ガス株式会社	神奈川支社	045-253-5866 9-661-1	横浜市中区羽衣町 1-2-1
小田急バス株式会社	運輸部運航管理課	03-5313-8211	東京都調布市仙川町 2-19-5
神奈川中央交通株式会 社	運輸計画部運転課	0463-22-8835	平塚市八重咲町 6-18
京浜急行バス株式会社	総務部総務課	03-3280-9170	東京都港区高輪 2-20-20
東急バス株式会社	総務・人事部総務課	03-6412-0190	東京都目黒区東山 3-8-1
国際興業株式会社	総務部	03-3273-1126	東京都中央区八重洲 2-10-3
東都観光バス株式会社	相模営業所	042-552-7755	神奈川県座間市小松原 1-23-27
日本貨物鉄道株式会社	関東支社総務部	03-5793-9071	品川区東五反田 1-11-15 電波ビル 5 階
東海旅客鉄道株式会社	新幹線鉄道事業本部 管理部総務課	03-3286-5152 9-672-1	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル
	静岡支社総務課(昼) 輸送指令(夜)	054-284-2319	静岡県静岡市葵区黒金町 4
東日本旅客鉄道株式会 社	横浜支社 総務部安全企画室	045-320-2088 9-671-1、9-671-2	横浜市西区平沼 1-40-26
	湯河原駅	※行政専用部外秘	湯河原町宮下 670

機関名	室課名	電話 防災行政通信網	所在地
小田急電鉄株式会社	総務部	03-3481-0066 9-675-1	東京都新宿区西新宿 1-8-3
佐川急便株式会社	東京本社	042-337-3285	東京都江東区新砂2丁目2 番8号
京王電鉄株式会社	鉄道事業本部安全推 進部安全推進担当	03-3280-9019	東京都多摩市関戸 1-9-1
京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部 安全対策担当	045-319-2119	東京都港区高輪 2-20-20
相模鉄道株式会社	安全対策部	03-3477-9665	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-14
東京急行電鉄株式会社	安全戦略推進委員会	03-5405-8300	東京都渋谷区桜丘町 31 番 2号 東急桜丘町ビル
井本商運株式会社	東京営業所	03-3593-3911	東京都千代田区内幸町 1-1-7 NBF 日比谷ビル 2F
近海郵船株式会社	総務部	03-3699-3666	東京都港区芝大門 1-9-9 野村不動産ビル 7階
西濃運輸株式会社	営業企画管理室	0584-81-1111	岐阜県大垣市田口町 1
日本通運株式会社	総務・労働部	03-6251-1111	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号
福山通運株式会社	東京支店総務課	03-3643-7541	東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸株式会社	安全・CSR推進部 安全推進課	03-3541-3411	東京都中央区銀座 2-16-10
	厚木主管支店	046-285-1596	愛甲郡愛川町中津字桜台 4001-8
東日本電信電株式会社	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 9-668-1	横浜市中区山下町 198
	神奈川西支店	0466-22-8961	藤沢市朝日町 1-6N T T 藤沢ビル
KDDI 株式会社	南関東総支社 管理部	03-3500-8111	横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビル 25階
エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	045-211-1671 9-670-1	千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2階 201
ソフトバンク株式会社	管理統括総務部	03-6889-2000	東京都港区東新橋 1-9-1
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	神奈川支店 災害対策室	045-226-8013 9-669-1	横浜市西区みなとみらい 4-7-3
日本放送協会	報道局 気象・災害センター	03-3465-1111	渋谷区神南 2-2-1
NHK 横浜放送局	横浜放送局 企画編成部	045-212-2822 9-663-1	横浜市中区山下町 281

機関名	室課名	電話 防災行政通信網	所在地
株式会社テレビ朝日	報道業務部	03-6406-1111	東京都港区六本木 6-9-1
株式会社テレビ東京	総務人事局総務部	03-6632-7777	東京都港区六本木 3-2-1
株式会社TBSテレビ	総務局	03-3746-1111	東京都港区赤坂 5-3-6
株式会社フジテレビジョン	報道局	03-5500-8888	東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網株式会社	総務局総務部	03-6215-4444	東京都港区東新橋 1-6-1
株式会社日経ラジオ社	編成局	03-6205-7810	東京都港区虎ノ門 1-2-8
株式会社ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-1111	東京都千代田区有楽町 1-9-3
株式会社TBSラジオ	総務・経営企画部	03-3746-1111	東京都港区赤坂 5-3-6
株式会社文化放送	総務職総務部	03-5403-2611	東京都港区浜松町 1-31
日本銀行	横浜支店総務課	045-661-8141	横浜市中区日本大通 20-1
日本郵便株式会社	総務部	03-3504-4411	東京都千代田区霞が関一 丁目 3 番 2 号
日本郵便株式会社 湯河原郵便局	総務課	0465-62-3320	湯河原町土肥 2-2-5

(5) 地方指定公共機関

機関名	室課名・電話番号	所在地等
(公社) 神奈川県医師会	地域保健課 045-241-7000	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
(一社) 神奈川県歯科医師会	事務局事業課 045-681-2172	〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68
(公社) 神奈川県薬剤師会	管理課 045-761-3345	〒235-0007 横浜市磯子区西町 14-11
(公社) 神奈川県看護協会	総務課 045-263-2901	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
(地独) 神奈川県立病院機構	総務企画部総務企画課 045-651-1229	〒231-0005 横浜市中区本町 2-22
神奈川県道路公社	事業部 045-479-7755	〒231-0023 横浜市中区山下町 1
	真鶴道路管理事務所 0465-69-1441	〒259-0202 真鶴町岩 901-15
厚木瓦斯株式会社	供給部供給管理課 046-228-3211	〒243-0014 厚木市旭町 4-15-33
小田原瓦斯株式会社	供給部供給グループ 0465-34-6101	〒250-0001 小田原市扇町 1-30-13
秦野瓦斯株式会社	供給部供給管理課 0463-81-1616	〒257-0033 秦野市室町 2-11
湯河原瓦斯株式会社	企画課 0465-63-1601	〒259-0303 湯河原町土肥 1-13-11
(公社) 神奈川県LPガス協会	保安課 045-201-1400	〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33
(一社) 神奈川県バス協会	045-548-3521	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1
伊豆箱根鉄道株式会社	総務部総務課 055-977-1201	〒411-8533 静岡県三島市大場 300
江ノ島電鉄株式会社	鉄道部 0466-24-2713	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸 1-8-16
湘南モノレール株式会社	総務部総務課 0467-45-3181	〒248-0022 鎌倉市常盤 18
箱根登山鉄道株式会社	総務部 0465-32-6821	〒250-0045 小田原市城山 1-15-1
横浜高速鉄道株式会社	経営管理部庶務課 045-664-0629	〒231-0861 横浜市中区元町 1-11
株式会社横浜シーサイドライン	総務部総務課 045-787-7008	〒236-0003 横浜市金沢区幸浦 2-1-1

機関名	室課名・電話番号	所在地等
(一社) 神奈川県トラック協会	総務部防災対策室 045-471-5511	〒222-8510 横浜市港北区新横浜 2-11-1
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	総務部総務課 045-231-1531	〒231-8611 横浜市中区長者町 5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部 045-651-1182	〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23
横浜エフエム放送株式会社	ニュース室 045-223-2585	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい 2-2-1

(6) 市町村

市町村名	室課名	電話番号 F A X 番号	防災無線 F A X 番号	所在地
横浜市	総務局 危機対処計画課	045-671-4359 045-641-1677	9-640-9209 9-640-9200	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
川崎市	総務企画局 危機管理室	044-200-0337 044-200-3972	9-641-9209 9-641-9200	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
横須賀市	市民安全部 危機管理課	046-822-8410 046-827-3151	9-550-9201 9-550-9240	〒238-8550 横須賀市小川町11
平塚市	防災危機管理部危機 管理課危機管理担当	0463-23-1111 0463-21-1525	9-551-9209 9-551-9200	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市	防災安全部危機管理 課危機管理担当	0467-61-3878 0467-23-3373	9-552-9300 9-552-9200	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災安全部 危機管理課	0466-22-0700 0466-50-8401	9-553-9202 9-553-9220	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1848 0465-33-1858	9-554-9307 9-554-9300	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	市民安全部 防災対策課	0467-82-1111 0467-82-1540	9-555-9209 9-555-9200	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520	9-556-9209 9-556-93007	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208 042-769-8326	9-557-9206 9-557-9200	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
三浦市	総務部防災課	046-882-1111 046-873-4520	9-558-9306 9-558-9300	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦野市	市長公室くらし安全 課地域安全担当	0463-82-9625 0463-82-6793	9-559-9209 9-559-9200	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	市長室危機管理課 防災・危機管理係	046-225-2193 046-223-0173	9-560-9201 9-560-9200	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室危機管理課 危機対策担当	046-260-5728 046-261-4592	9-561-9202 9-561-9200	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部危機管理課 危機管理係	0463-94-4711 0463-95-7613	9-562-9209 9-562-9200	〒259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室危機管理課 危機管理係	046-235-4790 046-231-2343	9-563-9209 9-563-9200	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	市長室危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	9-564-9201 9-564-9200	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	9-565-9209 9-565-9200	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室危機管理課 危機管理担当	0467-70-5641 0467-70-5701	9-566-9209 9-566-9200	〒252-1192 綾瀬市早川550

市町村名	室課名	電話番号 F A X 番号	防災無線 F A X 番号	所在地
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	9-567-9206 9-567-9200	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135
寒川町	町民部町民安全課 災害対策担当	0467-74-1111 0467-74-9141	9-568-9209 9-568-9200	〒253-0196 寒川町宮山165
大磯町	政策総務部危機管理 課危機管理係	0463-61-4100 0463-61-1991	9-569-9202 9-569-9300	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	政策総務部防災安全 課危機管理班	0463-71-3311 0463-73-0134	9-570-9209 9-570-9300	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課防災班	0465-81-1110 0465-81-1443	9-571-9209 9-571-9200	〒259-0197 中井町比奈窪56
大井町	総務安全課 防災安全室	0465-85-5002 0465-82-9965	9-572-9209 9-572-9200	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課 安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229	9-573-9209 9-573-9200	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	総務防災課 防災消防班	0465-75-3643 0465-75-3660	9-574-9209 9-574-9200	〒258-0195 山北町山北1301-4
開成町	町民サービス部 環境防災課防災担当	0465-84-0314 0465-82-3274	9-575-9209 9-575-9200	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部総務防災課 防災対策室	0460-85-9562 0460-85-7577	9-576-9209 9-576-9200	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務課防災係	0465-68-1131 0465-68-5119	9-577-9209 9-577-9200	〒259-0202 真鶴町岩244-1
愛川町	危機管理室 危機管理班	046-285-2111 046-285-4091	9-579-9203 9-579-9200	〒243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767	9-580-9201 9-580-9200	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216
熱海市	市民生活部 危機管理課	0557-86-6443 0557-86-6446	—	〒413-8550 熱海市中央町1-1
函南町	総務課安全係	055-979-8102 055-978-1197	—	〒419-0192 田方郡函南町平井717-13

(7) 消防機関

名 称	電話番号 F A X 番号	防災無線 F A X 番号	所在地
横浜市消防局	045-334-6789	9-642-9209	〒240-0001
	045-331-5221	9-642-9200	保土ヶ谷区川辺町2-9
川崎市消防局	044-223-1199	9-643-9209	〒210-8565
	044-223-2520	9-643-9200	川崎区南町20-7
横須賀市消防局	046-822-0119	9-550-9212	〒238-8550
	046-823-8405	9-550-9230	横須賀市小川町11
平塚市消防本部	0463-21-9725	9-551-9201	〒254-0041
	0463-21-9607	9-551-9220	平塚市浅間町9-1
鎌倉市消防本部	0467-44-0988	9-552-9201	〒247-0056
	0467-45-6665	9-552-9200	鎌倉市大船3-5-10
藤沢市消防本部	0466-25-1111	9-553-9209	〒251-8601
	0466-22-8180	9-553-9200	藤沢市朝日町1-1
小田原市消防本部	0465-49-0119	9-554-9209	〒256-0813
	0465-49-2592	9-554-9200	小田原市前川183-18
茅ヶ崎市消防本部	0467-82-1111	9-555-9206	〒253-8686
	0467-85-3119	9-555-9220	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市消防本部	046-871-4325	9-556-9306	〒249-0005
	046-872-4330	9-556-9300	逗子市桜山2-3-31
相模原市消防本部	042-751-9105	9-557-9211	〒252-0239
	042-786-2471	9-557-9200	相模原市中央区中央2-2-15
秦野市消防本部	0463-81-5451	9-559-9306	〒257-0031
	0463-83-8322	9-559-9300	秦野市曾屋757
厚木市消防本部	046-221-2331	9-560-9306	〒243-0003
	046-223-8251	9-560-9300	厚木市寿町3-4-10
大和市消防本部	046-261-1119	9-561-9306	〒242-0018
	046-264-8327	9-561-9300	大和市深見西4-4-6
伊勢原市消防本部	0463-95-2119	9-562-9306	〒259-1131
	0463-91-4325	9-562-9300	伊勢原市伊勢原 3-32-20
海老名市消防本部	046-231-0355	9-563-9203	〒243-0411
	046-234-7541	9-563-9220	海老名市大谷816
座間市消防本部	046-256-2211	9-564-9306	〒252-0011
	046-256-2215	9-564-9300	座間市相武台1-48-1
綾瀬市消防本部	0467-76-0119	9-566-9204	〒252-1103
	0467-77-9200	9-566-9220	綾瀬市深谷3850-2
葉山町消防本部	046-876-0146	9-567-9209	〒240-0112
	046-876-1263	9-567-9200	葉山町堀内2050-10
寒川町消防本部	0467-75-8001	9-568-9306	〒253-0106
	0467-75-8080	9-568-9300	寒川町宮山396

名 称	電話番号 F A X 番号	防災無線 F A X 番号	所在地
大磯町消防本部	0463-61-0911 0463-61-7412	9-569-9306 9-569-9300	〒255-0003 大磯町大磯1075
二宮町消防本部	0463-72-0015 0463-72-0117	9-570-9306 9-570-9300	〒259-0131 二宮町中里711-1
箱根町消防本部	0460-82-4511 0460-82-4237	9-576-9301 9-576-9300	〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1
愛川町消防本部	046-285-3131 046-285-4091	9-579-9209 9-579-9200	〒243-0301 愛川町角田286-1
熱海市消防本部	0557-86-6620 0557-86-6616	—	〒413-8550 熱海市中央町1-1
熱海市消防本部泉分遣所	0465-62-2119 0465-62-2116	—	〒413-0001 熱海市泉79-30
駿東伊豆消防本部田方中消防署	0558-76-0119 0558-76-3351	—	〒410-2318 伊豆の国市白山堂327-1

(8) その他関係機関

名 称	電話番号	F A X 番号	所在地
湯河原町真鶴町衛生組合	0465-63-3472	0465-63-3473	〒259-0312 湯河原町吉浜2021-95
(福) 湯河原町社会福祉協議会	0465-62-3700	0465-62-5150	〒259-0301 湯河原町中央4-12-5
(一社) 湯河原温泉観光協会	0465-64-1234	0465-63-1716	〒259-0314 湯河原町宮上566
湯河原温泉旅館協同組合	0465-62-8400	0465-63-1716	〒259-0314 湯河原町宮上566
湯河原町駅前観光案内所	0465-63-4181	0465-63-2691	〒259-0304 湯河原町宮下661
湯河原観光会館	0465-62-3761	0465-63-1716	〒259-0314 湯河原町宮上566
こごめの湯	0465-63-6944	0465-62-2744	〒259-0314 湯河原町宮上562-6
湯河原ヘルシープラザ	0465-62-1333	0465-63-9633	〒259-0312 湯河原町吉浜863
町立湯河原美術館	0465-63-7788	0465-60-1777	〒259-0314 湯河原町宮上623-1
町立図書館	0465-63-4155	0465-62-0239	〒259-0303 湯河原町土肥1-4-13
かながわ西湘農業協同組合 湯河原支店	0465-62-3183	0465-62-6680	〒259-0303 湯河原町土肥5-8-1
かながわ西湘農業協同組合 湯河原中央支店	0465-62-6146	0465-63-2567	〒259-0301 湯河原町中央4-1-1
福浦漁業協同組合	0465-62-4879	0465-62-2086	〒259-0311 湯河原町福浦495
湯河原商工会	0465-63-0111	0465-62-3500	〒259-0303 湯河原町土肥1-7-1
(株) エフエム熱海湯河原	0557-81-0796	0557-81-0797	〒413-0018 熱海市上宿町9-5
(一社) 小田原医師会	0465-35-5677	0465-66-3711	〒250-0055 小田原市久野115-2
(一社) 小田原歯科医師会	0465-49-1311	0465-49-1551	〒250-0875 小田原市南鴨宮2-27-19
(公社) 小田原薬剤師会	0465-23-2658	0465-23-4860	〒250-0011 小田原市栄町2-13-1

3 条 例

(1) 湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 16 日 条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、湯河原町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び湯河原町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
 - 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
 - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、湯河原町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 湯河原町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 16 日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、湯河原町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、25 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年湯河原町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成 25 年 6 月 10 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 社会的特徴に関する資料

(1) 人口等

平成 29 年 1 月 1 日現在

行政区	男	女	計	世帯数
奥湯河原	69	77	146	108
温泉場	690	791	1,481	844
宮上	754	913	1,667	873
宮下	1,952	2,341	4,293	2,243
城堀	1,125	1,171	2,296	1,195
門川	1,018	1,118	2,136	1,043
鍛冶屋	2,152	2,350	4,502	2,021
中央	1,279	1,448	2,727	1,310
吉浜	1,689	1,945	3,634	1,777
川堀	853	907	1,760	780
福浦	470	569	1,039	479
合計	12,051	13,630	25,681	12,673

※人口・世帯は、住民基本台帳と外国人登録の合算数値です。

(2) 流出口、流入口、流入超過人口、昼間人口及び夜間人口比率

常住人口 (夜間人口)	流出人口						流入人口						流入超過人口			昼間人口	昼間人口 比率
	総数		通勤		通学		総数		通勤		通学		総数	通勤	通学		
	自市町 村外へ	自市区町 村外へ	自市町 村外へ	自市区町 村外へ	自市町 村外へ	自市区町 村外へ	自市町村 外から	自市区町 村外から	自市町村 外から	自市区町 村外から	自市町村 外から	自市区町 村外から					
25,026 人	5,799 人	-人	4,922 人	-人	877 人	-人	2,408 人	-人	2,390 人	-人	18 人	-人	△3,391 人	△2,532 人	△859 人	21,635 人	86.5%

出典 平成 27 年国勢調査

(注)「通学」人口は、15 歳未満の者を含む。

(3) 年間観光客

(単位 人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
日帰り客	3,057	2,541
宿泊客	577	568
合 計	3,634	3,109

(4) 湯河原駅乗車人員

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度
乗車人員(1日)	5,986	5,922

資料提供 東日本旅客鉄道株式会社

(5) 交通

交通量

① 流入

		国道 135 号湯河原 駅入口交差点	国道 135 号湯河原温泉 入口交差点 (県境)	県道湯河原箱根仙石原 線奥湯河原消防分署前
		台	台	台
バス	5月	8 (9)	1 (2)	34 (36)
	11月	10 (12)	2 (12)	31 (37)
マイクロバス	5月	0 (1)	0 (2)	0 (0)
	11月	1 (0)	0 (1)	1 (0)
乗用車	5月	988 (1,020)	964 (814)	415 (414)
	11月	660 (966)	1,104 (1,484)	600 (472)
営業車	5月	8 (11)	11 (5)	52 (45)
	11月	2 (0)	0 (25)	48 (51)
計	5月	1,004 (1,041)	976 (823)	501 (495)
	11月	673 (978)	1,106 (1,522)	680 (560)

※調査時間は午前9時から午後5時 () 内は前年

出典 平成 29 年交通量調査 (観光課)

② 流出

		国道 135 号湯河原 駅入口交差点	国道 135 号湯河原温泉 入口交差点 (県境)	県道湯河原箱根仙石原 線奥湯河原消防分署前
		台	台	台
バス	5月	10 (10)	0 (3)	38 (32)
	11月	3 (21)	5 (9)	33 (38)
マイクロバス	5月	2 (2)	0 (2)	0 (0)
	11月	2 (7)	1 (5)	1 (0)
乗用車	5月	1,461 (1,479)	1,406 (1,665)	452 (468)
	11月	1,007 (1,686)	1,331 (1,352)	633 (552)
営業車	5月	21 (25)	26 (35)	57 (42)
	11月	6 (24)	21 (28)	52 (51)
計	5月	1,494 (1,516)	1,432 (1,705)	547 (542)
	11月	1,018 (1,738)	1,358 (1,394)	719 (641)

※調査時間は午前9時から午後5時 () 内は前年

出典 平成 29 年交通量調査 (観光課)

5 避難に関する資料

(1) 指定避難施設

① 避難施設（22箇所）

名称	所在地	収容面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
奥湯河原区民会館	宮上 775-27	34.02	17
湯河原観光会館	宮上 566	541.46	270
宮上会館	宮上 229-12	125.25	62
湯河原小学校体育館	宮上 11	1256.00	628
みやのうえ保育園	宮上 36-1	210.09	105
宮下会館	宮下 626-1	177.23	88
町立図書館	土肥 1-4-13	531.00	265
城堀会館	城堀 87-1	173.37	86
おにわ保育園	城堀 38-2	304.00	152
門川会館	土肥 2-19-24	232.10	116
たちばな保育園	鍛冶屋 868-3	446.22	223
鍛冶屋会館	鍛冶屋 376-1	327.75	163
湯河原町民体育館	中央 2-21-1	1567.00	783
まさご保育園	中央 1-19-1	329.51	164
中央区民会館	中央 5-1572-77	114.87	57
吉浜小学校体育館	吉浜 1300	1038.00	519
文化福祉会館	吉浜 999-2	275.07	137
八雲保育園	吉浜 1044-1	252.20	126
ヘルシープラザ	吉浜 863	982.00	491
東台福浦小学校体育館	吉浜 216	984.00	492
川堀会館	吉浜 378-1	183.32	91
福浦会館	福浦 115-1	194.68	97

② 広域避難場所（４箇所）

名 称	所在地	安全面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
湯河原小学校グラウンド	宮上 11	6,550	3,275
町民体育館駐車場	中央 2-21-1	2,602	1,301
吉浜小学校グラウンド	吉浜 1300	4,130	2,065
東台福浦小学校グラウンド	吉浜 216	5,730	2,865

③ 緊急避難場所（２０箇所）

名 称	所在地	収容面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
(仮称) 奥湯河原公園	宮上 695-1	661	330
さがみ信用金庫宮上支店駐車場 及び下側駐車場	宮上 142-8 宮上 142-1	528	264
桜木公園	土肥 5-6	5,473	2,736
御庭公園	土肥 1-11-11	3,305	1,652
千暮公園	土肥 4-4-8	1,263	631
城堀公園	城堀 272-19	771	385
広崎公園	中央 1-4	2,773	1,386
蔵町公園	土肥 2-11-16	3,602	1,801
川端公園	土肥 3-10	3,628	1,814
五郎神社	鍛冶屋 723-1	650	325
森下公園	鍛冶屋 868-1	2,260	1,130
柵口公園	中央 4-18	1,647	823
さくらんぼ公園	中央 3-4	3,461	1,730
亀ヶ原公園	中央 5-12	2,491	1,245
若宮公園	中央 1-16	2,244	1,122
ゆり公園	吉浜 771-2	2,915	1,457
川堀公園	吉浜 468-1	1,804	902
旧福浦幼稚園園庭	福浦 387	1,409	704
ジェイコー湯河原病院	宮上 438	200	100
ニューライフ湯河原	吉浜 1906	287	143

④ 津波避難ビル（17箇所）

名 称	所在地	避難場所	収容可能人数 (人)
湯河原ロイヤルハイツ	中央 1-1627-15	3階～11階共用通路 及び外部階段	500
文化福祉会館	吉浜 999-2	3階ベランダ	300
ヘルシープラザ	吉浜 863	屋上	450
内田ビル	中央 2-16-2	屋上	40
メゾン日和幸	中央 2-16-3	屋上	50
レジデンス内藤	中央 2-14-7	4階の階段踊り場	20
メゾン千夢	中央 1-20-5	屋上	30
小川ビル	中央 1-1632-14	屋外階段	3
湯河原胃腸病院若葉寮	土肥 4-4-5	屋外階段	60
パレス湘南	門川 62-1	屋上	100
シーサイドスクエア	福浦 12-4	屋上	50
全国育児介護福祉協議会湯河原荘	中央 5-1572-8	屋上	400
プレゴ湯河原店立体駐車場	吉浜 1576-1	立体駐車場 3階以上	2,200
アクロスプラザ湯河原	中央 1-1617-54	屋上駐車場	1,400
ホームステーションらいふ湯河原	土肥 2-14-28	屋上	25
湯河原町浄水センター	門川 11	屋上	1,000
津波避難タワー兼第5分団詰所	門川 235	屋上	150

(2) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

施設名	所在地	地積 (㎡)	離発着可能ヘリ
湯河原小学校グラウンド	湯河原町宮上 11	4,000	中型
吉浜小学校グラウンド	湯河原町吉浜 1300	3,500	中型
東台福浦小学校グラウンド	湯河原町吉浜 216	3,200	中型
桜木公園	湯河原町土肥 5-6	2,385	中型
総合運動公園	湯河原町吉浜 1987-8	16,800	大型
湯河原海浜公園	湯河原町門川 11	1,350	小型
熱海市泉公園	熱海市泉 72-41	1,400	中型

6 救援に関する資料

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号)

改正：平成 25 年内閣府告示第 229 号

一部改正：平成 29 年府政防第 316 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 320 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,530,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,652,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,130円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。
(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること
- ハ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000万円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のあ

る小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 1 人当たり 4,400 円
- (2) 中学校生徒 1 人当たり 4,700 円
- (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,100 円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第 11 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 3 号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,400 円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,300 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり135,100円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
ジェイコー湯河原病院	宮上 438	63-2211	62-3704
こまつクリニック	宮上 50-8	60-1415	60-1414
内藤皮ふ科	土肥 1-3-10	60-0808	60-0806
ゆが原整形クリニック	土肥 4-1-23	64-0632	64-0653
ナガタ眼科	土肥 1-3-10	63-6400	63-7277
湯河原循環器クリニック	土肥 1-3-10	62-5551	63-2010
川越内科クリニック	土肥 1-3-10	60-3830	63-5202
山崎小児科医院	土肥 1-14-4	62-7361	62-3116
湯河原胃腸病院	土肥 4-3-1	62-7181	62-9665
北澤医院	土肥 2-7-13	62-4133	62-3314
五十子内科医院	土肥 2-13-19	62-3475	60-2802
草柳小児科医院	土肥 2-5-6	63-4600	63-8689
川崎内科医院	中央 1-11-5	63-3605	63-4085
中川整形外科医院	中央 2-13-3	63-5620	63-5617
湯河原中央温泉病院	中央 4-11-2	63-2555	62-1770
後藤耳鼻咽喉科クリニック	中央 2-5-6	62-8777	62-1551
山口外科医院	鍛冶屋 193	62-7131	62-7132
ゆうゆうの里診療所	吉浜 1855	60-1014	63-3864
湯河原クリニック	吉浜 1917-1	43-8750	43-8751
くりはら眼科	門川 441-1	60-4040	60-4041
YKいわさきクリニック	中央 1-22-7	60-0788	60-0787
海辺の診療所	吉浜 120-5	64-1400	43-8860

(3) 遺体処理施設

処理区分	施設名	所在地	電話番号	F A X
火葬	真鶴聖苑	真鶴 1916	68-6481	68-6481

(4) 広域応援活動拠点候補地

施設名	所在地
町民体育館及び町民体育館駐車場	中央 2-21-1
湯河原小学校	宮上 11
湯河原中学校	吉浜 1576
吉浜小学校	吉浜 1300
湯河原町総合運動公園	吉浜 1987-8
東台福浦小学校	吉浜 216
幕山公園及び公園駐車場	鍛冶屋

(5) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）

（平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な

資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第76号）抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第5条及び第6条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

(1) 第3条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号及び第11条第1号イ

- (2) 第9条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第5条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第75条第2項第1号及び第3項第1号並びに第76条第2項第1号及び第3項第1号
- (3) 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項
- (4) 第11条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第11条第2項第1号（新統計法施行規則第16条において準用する場合を含む。）
- (5) 第12条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第5条第1項第1号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第11条第6項、第12条第1項及び第2項、第13条第3項、第14条第3項並びに第24条において準用する場合を含む。）

- 様式第1号 （第1条関係）
様式第2号 （第1条関係）
様式第3号 （第2条関係）
様式第4号 （第3条関係）
様式第5号 （第4条関係）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 住所（居所） 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報の照会をします。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により、死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

7 武力攻撃災害への対処に関する資料

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、
平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、
平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、
平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、
平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号
平成29年2月7日消防応第11号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場

合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがあるた地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(広

援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする

こと。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
- g 損害額 1 億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が 5 名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は

- 間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 ※特定の事故を除く。	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼棟			建物焼損表面積	㎡
		部分焼棟			林野焼損面積	ha
		ぼや棟				
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入す

るとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス	物質名		
	5 毒劇物 6 RI等 7 その他()			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症	
			中等症	
			軽症	
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定		月 日 時 分	
	使用停止命令		月 日 時 分	
	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織		
	共同防災組織			
	その他			
	消防本部 (署)			
	消防団			
消防防災ヘリコプター				
海上保安庁				
自衛隊				
その他				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の 要 否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・ 救助活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分								
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明	人	軽傷	人		半壊		棟	床下浸水		棟
							一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

